

**JAF北海道地域クラブ協議会
規 約**

1986年4月1日施行
1986年4月14日実施
1991年1月1日改定
1992年1月1日改定
1994年1月1日改定
1995年12月17日改定
1997年1月1日訂補
1998年12月12日改定
2003年12月8日改定
2005年10月23日改定

北海道地方に所在する JAF 登録クラブ及び団体は、これらによって構成される協議会を通じて行動し、他地域との協和による成果とスポーツによる恵沢を確保し、自由、自主、自治を基本の理念として本規約を定める。

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当協議会は、JAF 北海道地域クラブ協議会（略称：JMRC 北海道、以下「道協」と呼称）という。

(事務局の所在地)

第2条 道協の事務局は、運営委員会の承認するところに置く。

(目 的)

第3条 道協は、北海道における J A F 登録クラブ及び団体間相互の交流を強化し、かつモータースポーツ活動の振興と高揚をはかることを目的とする

第2章 活 動

(活 動)

第4条 道協は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

1. 第6条に定める支部間の交流と調整。
2. JAF モータースポーツ審議会及び JAF モータースポーツ専門部会との関連のもとに行われる地域問題の解決。
3. 各競技における組織と競技内容等の充実と指導強化。
4. その他、第3条の目的に賛同し協力して目的を達成すると共に JAF 登録クラブ地域協議会連絡会議にて処置、解決できない全国的事業、地域的事業の推進。

第3章 組 織

(会 員)

第5条 北海道の全ての JAF 登録クラブ及び団体（特別団体を除く）は、道協に加盟することができる。ただし、道協の名誉を著しく損ないまたは道協の目的に多大な不利益をもたらせたとき

は、加盟を拒否する権利を有する。

(構成)

第6条 道協の構成は、次のとおりとする。

1. 全道を以下の4地域に区分し、それぞれの地域に道協支部（以下「支部」と呼称）を設置する。
室蘭、札幌、旭川、帯広
2. 道協に加盟したクラブ及び団体は、道協の区分した支部に所属するものとする。

(運営)

第7条 道協の運営は、運営委員会（以下「運委」と呼称）が行う。

第8条 運委は、必要に応じて専門事項を取り扱う下部機関（作業部会等）を設けることができる。

第4章 役員

(役員及びその定数)

第7条 道協は次の役員を置く。

- | | |
|-----------|---------|
| 1. 運営委員長 | 1名 |
| 2. 副運営委員長 | 1名 |
| 3. 運営委員 | 数名 |
| 4. 事務局長 | 1名 |
| 5. 支部長 | 4名（4支部） |
| 6. 専門部長 | 4名（4部会） |
| 7. 監査 | 2名 |
| 8. 会計 | 1名 |

(役員の選出)

第10条 役員の選任は、次によって行う

1. 運営委員長、副運営委員長は、運営委員および支部長の互選により選出される。
2. 運営委員は各支部ごとに所属するクラブ団体5つごとに対して1名（会議開催日時点の所属クラブ団体数により算出）を支部クラブ団体代表者会議により選出することができる。
3. 事務局長は、運営委員長によって指名され、運委において承認される。
4. 支部長は、支部クラブ団体代表者会議によって選出される。
5. 専門部長は、各専門部員により指名され運委において承認される。
 - 1) 各専門部員は各支部より1名が選出される。
 - 2) 各専門部員の任期は2年間とするが、再任を妨げない。また、選出年度は役員と同一年とする。
 - 3) 各部員の中から、専門部長が選出された場合、専門部長が所属する支部は1名の専門部員を追加で選出することができる。
6. 副専門部長は、各専門部員より選出され運委によって承認される。
7. 監査は、運委によって指名される。
8. 会計は、事務局長が指名し、運委において承認される。

(役員の職務)

第 11 条 役員の職務は、次のとおりとする。

1. 運営委員長は、協議会を代表する。
2. 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長が職務遂行不可能なときは、その職務を代行する。
3. 運営委員は、北海道における会員相互間の交流及びモータースポーツ活動の振興と高揚を図るため、運委の会務を執行する。
4. 事務局長は、道協事務局内の事務を取扱い、執行する。また、会計を兼務することを妨げない。
5. 支部長は、支部クラブ団体代表者会議を開催し運委決定事項の周知および討議事項等の調整並びにクラブ間交流の促進等を行うほか、支部内の会務および事務を執行する。
6. 専門部長は、各種競技規則の策定、セミナー開催、オーガナイザー並びに参加者との交流・調整等を含め競技に関する専門事項全般を取扱い、部会を執行する。
7. 副専門部長は、専門部長を補佐し、専門部長が職務遂行不可能なときは、その職務を代行する。
8. 監査は、会計を監査し、運委及び道協総会に報告する。
9. 会計は、事務局長を補佐し、道協の出納事務を行う。

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は次のとおりとする。

1. 役員の任期は 2 年間とするが、再任を妨げない。
2. 補充または増員によって就任した役員の任期は、他の同職の役員の任期と同時に終了する。
3. 役員は任期終了後も後任者が就任するまで、引続きその職務を行うものとする。

(顧問)

第 13 条 JMRC 北海道の役員を経験した経歴者の中から運営委員長が指名し、運委が承認した者は顧問に就任することができる。

顧問は本協議会の理念、目的のために提言することができる。

(役員の解任)

第 14 条 役員が道協の名誉を著しく損ないまたは道協の目的に多大な不利益をもたらせたときは、運委の決議にもとづき解任することができる。

第 5 章 会 議

(会 議)

第 15 条 会議は、次のとおりとする。

1. 道協総会
2. 道協臨時総会
3. 運委
4. 専門部会
5. 支部クラブ団体代表者会議

(道協総会)

第 16 条 道協総会は、次によって行う。

1. 道協総会は道協の最高決議機関である。
2. 召集は運営委員長が行い、議長は運営委員長が指名する。
3. 道協総会は毎事業年度終了後すみやかに開催することを基本とする。
4. 会議の成立は、委任を含め過半数の会員の出席をもって成立とし、出席会員の過半数で決議する。なお、可否同数の場合は、議長の決定を最終とする。
5. 道協臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または道協に加盟するクラブおよび団体の過半数の要請があったとき運営委員長が招集する。なお、会議の成立については、道協総会に準ずることとする。

(運営委員会)

第 17 条 運委は、運営委員長が召集し、議長となる。

(運営委員会の構成)

第 18 条 運委の構成を次のとおりとする。

1. 運委は、運営委員長、副運営委員長、運営委員及び事務局長、支部長、各専門部長、及び運委で承認された者で構成される。
2. 前項の者のほか運委が認めた者、並びに顧問は会議に出席することができるが、議決権は与えられない。また、運委が承認した場合を除き道協の職務を遂行することはできない。

(運営委員会における決議)

第 19 条 運委は、委任状を含め過半数の出席により成立し、出席委員の過半数で決議する。
なお、可否同数の場合は、議長の決定を最終とする。

(支部クラブ団体代表者会議)

第 20 条 支部クラブ団体代表者会議は、次によって行う。

1. 支部クラブ団体代表者会議は支部長が必要と認めたとき、又は支部所属クラブ及び団体の過半数の要請があったとき招集し、支部長が議長となる。
2. 会議の成立は、委任を含め過半数の支部所属クラブ団体代表者の出席をもって成立とし、出席クラブ団体代表者の過半数で決議する。
なお、可否同数の場合は、議長の決定を最終とする。

第 6 章 事 務 局

(事 務 局)

第 21 条 道協は、会務を処理するために事務局を置く。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 22 条 道協の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(資産の管理)

第 23 条 道協に資産のある場合は運営委員長が管理し、その方法については運委の定めるところによる。

(監 査)

第24条 道協は、事業年度の終了後、資産会計について監査を受けなければならない。

第8章 規 約

(規約変更)

第25条 道協の規約変更は、次によって行う。

1. 本規約の変更は、道協総会または道協臨時総会において行う。
2. その決定は、出席者の過半数の決議を必要とする。

第9章 細則及び付則

(細 則)

第26条 本規約に定めるもののほか道協の事業の運営上必要な細則は、運委で定めることができる。

(付 則)

第27条 本規約は、2005年10月23日から施行する。